

【資料】 国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」（第23号事件） 本案判決（1）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」国際海洋法裁判所本案判決

判決

- I. 裁判手続の経緯
- II. 両当事国の申立
- III. 地理的状況
- IV. 本件紛争の主題
- V. 当特別裁判部の管轄権
- VI. 適用のある法 (以上、本号)
- VII. 黙示的合意
- VIII. 禁反言
- IX. 海洋境界線の画定
- X. ガーナの国際責任
- XI. 主文

Paik 裁判官の個別意見

Mensah 特任裁判官の個別意見

はしがき

以下に訳出するのは、2017年9月23日に国際海洋法裁判所（ITLOS）の特別裁判部が言い渡した「大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界線の画定に関する紛争」（ガーナ／コートジボワール）（第23号事件）（以下「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」とする。）に関する本案判決である。

ガーナは2014年9月19日付の請求通告書で、コートジボワールを被告として、国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所に海洋境界画定の仲裁手続を開始した。その後 ITLOS 所長と両国とで協議した結果、同年12月3日に、この紛争を ITLOS の特別裁判部に付託することが合意された(本判決3項)。当初附属書Ⅶ仲裁裁判所に付託された紛争が、後に紛争当事国の合意で ITLOS に移付される例は、少なくない。更にその後の翌年2月27日に、被告であるコートジボワールは、両国間の係争海域でガーナがまたはガーナの許可を得た企業が石油開発資源の探査開発活動を行っておりコートジボワールがこの活動により回復不可能な侵害が生じる危険があるとして、その活動の停止を求めて暫定措置を要請し、この要請は一部認められた¹⁾。

ここで訳出したのは、この事件の本案判決である。ガーナとコートジボワールとの間の海域は、複雑な地形はなく島もないため、海洋境界画定それ自体に複雑な問題はなく、特別裁判部が示した境界画定方法も従来の判例に従ったものである。特別裁判部は、裁判官全員一致で判決を言い渡した。

この裁判において、原告であるガーナは両国間で50年以上にわたる暗黙の境界線(黙示的合意)があると主張して、裁判ではこの黙示的合意が存在するかどうか争われた。そのため、ガーナは、この紛争は海洋境界画定事件ではなく境界線の存在を宣言することを要請するもの(本判決69項)として、海洋境界線の画定(delimitation)ではなく境界設定(demarcation)について述べるようになった、とされる(71項)。つまり、ガーナは、本件紛争の主題を必ずしも海洋境界画定とは捉えていない。ガーナが使用するこれらの表現がガーナの趣意を正確に反映しているかどうかはよく分からないが、いずれにせよ裁判所はこのガーナの主張を認めず、海洋境界画定を行っており、また本件事件の表題も「海洋境界画定(Delimitation of the Maritime Boundary)」である。本翻訳では、この点についてのガーナの主張に係る部分は、ニュ

1) 訳者注：この暫定措置命令の翻訳として、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件』(第23号事件)暫定措置命令」『西南学院大学法学論集』56巻4号(2024年)107頁以下。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

アンスの違いがありうることを考慮して、できるだけ原語の通りに訳した。

最後に、上記暫定措置要請に見られるように、係争海域で関係国が負うべき義務が大きく問題となり、特別裁判部はこの点について詳しく検討している。特別裁判部はこの点についてガーナ側に義務違反はないと結論づけた(主文(6))が、Paik 裁判官は、コートジボワールの主張との関連ではガーナの義務違反はないとしつつ、ガーナは海洋法条約83条3項に違反したとする見解を示した(個別意見16項)。この判決には、ガーナ側が選定した Mensah 特任裁判官の個別意見も付されている。ここでは、両裁判官の個別意見も参考として訳出した。

【翻訳】「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」国際海洋
法裁判所本案判決

目次

I. 裁判手続の経緯	1～59項
II. 両当事国の申立	60～63項
III. 地理的状况	64～67項
IV. 本件紛争の主題	68～75項
V. 当特別裁判部の管轄権	76～90項
VI. 適用のある法	91～99項
VII. 黙示的合意	100～228項
A. ガーナの請求の法的基礎	107～112項
B. 石油関連活動	113～150項
(1) 石油開発許可	115～123項
(2) 地震調査	124～129項
(3) 掘削活動と抗議の問題	130～136項
(4) 石油開発許可の地図	137～150項
C. 両当事国の国内法	151～163項
D. 国際組織に対して表明した見解	164～168項
E. 二国間の意見交換と交渉	169～192項
F. その他の海洋活動	193～197項
G. 立証の基準	198～210項
H. 黙示的合意の存在に関する当特別裁判部の結論	211～228項
VIII. 禁反言	229～246項
IX. 海洋境界線の画定	247～540項
A. 領海の境界画定	248～263項
B. 領海、排他的経済水域及び200カイリ内の大陸棚の境界画定	264～481項

(1) 適当な境界画定方法	264～325項
(a) 基点の位置	292～302項
(b) Jomoro 地域にある基点の位置	303～310項
(c) 海岸線の不安定性	311～318項
(d) 隣国関係にある国の利益	319～325項
(2) 暫定的な等距離線の設定	326～401項
(a) 海図	327～343項
(b) 海洋境界線の起点	344～357項
(c) 暫定的な等距離線	358～401項
・ 関連のある海岸	361～380項
・ 関連のある海域	381～386項
・ 基点	387～401項
(3) 関連事情	402～481項
(a) 概論	402～410項
(b) 凹状地形／凸状地形	411～426項
(c) Jomoro 地域の地理的状况	427～436項
(d) 資源の所在場所	437～455項
(e) 両当事国の行動	456～479項
(f) 当特別裁判部の結論	480～481項
C. 200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定	482～527項
(1) 当特別裁判部の管轄権／受理可能性	482～495項
(2) 200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原	496～519項
(3) 境界画定の方法	520～526項
(4) 200カイリを超える部分の大陸棚を画定する線の方向	527項
D. 不均衡性の基準	528～438項
E. 境界画定に関する結論	539～540項
X. ガーナの国際責任	541～659項

A. 序	541～659項
B. 当特別裁判部がガーナの国際責任について決定する管轄権	545～595項
C. 主権的権利の侵害	561～595項
D. 海洋法条約83条の違反	596～634項
(1) 海洋法条約83条1項の違反と誠実に交渉する慣習法義務	597～605項
(2) 海洋法条約83条3項の違反	606～634項
E. ガーナが当特別裁判部の定めた暫定措置に違反したとする主張について	635～658項
F. 責任に関する結論	659項
XI. 主文	660項

判決

臨席者：BOUGUETAIA 国際海洋法裁判所次長兼特別裁判部長；WOLFRUM、
PAIK 各国際海洋法裁判所裁判官；MENSAH、ABRAHAM 各特
任裁判官；GAUTIER 書記

大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界線の画定に関する紛争において、

ガーナ共和国は、下記の者により代表され、

Gloria Afua Akuffo 閣下（検事総長兼司法大臣）：代理人

（以下、副代理人1名、補佐人兼弁護士9名、補佐人9名、法律顧問3名、顧問4名、技術顧問16名、助手5名の氏名と職位を省略）

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

コートジボワール共和国は、下記の者により代表される。

Adama Toungara 大臣：代理人

(以下、副代理人1名、補佐人兼弁護士6名、補佐人5名、顧問3名の氏名と職位を省略)

上記の事件を取り扱うために設置された上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所特別裁判部は、

裁判官評議の結果、

次のとおり判決を言い渡す。

I. 裁判手続の経緯

1. 2014年11月21日付の書簡で、ガーナ共和国(以下「ガーナ」とする。)の検事総長兼司法大臣は、国際海洋法裁判所長に対し、2014年9月19日付の通告書並びに請求及びその根拠(以下「請求通告書」とする。)を送付し、ガーナがコートジボワール共和国(以下「コートジボワール」とする。)を相手とする、国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)附属書Ⅶに基づく「ガーナとコートジボワールの間の海洋境界線に関する紛争」についての仲裁裁判を開始した。

2. この請求通告書で、ガーナは次の救済を求めた。

「35. ガーナは、裁判所に対し、国連海洋法条約及び国際法が定める原則と規則に従い、大西洋(200カイリを超える部分の大陸棚を含む。)におけるガーナとコートジボワールに属するすべての海域を区分する単一かつ完全な海洋境界線を画定することを、要請する。

36. ガーナは、また、裁判所に対し、大西洋における単一の海洋境界線の精確な地理的経緯度を決定するよう、要求する。

37. ガーナは、必要な場合は、自国の請求と求めた救済を補足し及び／または修正する権利を留保する。」

3. 2014年12月2日と3日にハンブルグで国際海洋法裁判所長がガーナ代表及

びコートジボワール代表と行った協議の場で、大西洋における両国間の海洋境界線に関する紛争を国際海洋法裁判所規程(以下「ITLOS規程」とする。)15条2項に基づき設置される国際海洋法裁判所特別裁判部に付託する特別協定が、両国間で締結された。

4. 2014年12月3日付のガーナとコートジボワールの間の特別協定及び通告書(以下「合意付託協定」とする。)の関連する箇所は、次の通りである。

〔特別協定及び通告書〕

国際海洋法裁判所規程第15条第2項の定めるところに従い、ガーナ共和国とコートジボワール共和国は、両国が、国際海洋法裁判所特別裁判部に、大西洋における両国の海洋境界線の画定に関する紛争を付託することに合意したことを、ここに記録する。この協定は、2014年12月3日に、協議の合意議事録(2014年12月3日)に反映されている条件(この協定に添付されている)で、合意された。

ガーナ共和国とコートジボワール共和国は、また、この特別裁判部は次の5人で構成されるものとした両国の合意を、記録する。

Boualem Bouguetaia 裁判官(特別裁判部長)

Rüdiger Wolfrum 裁判官

Jin-Hyun Paik 裁判官

Thomas Mensah 氏(ガーナの特任裁判官)

Ronny Abraham 裁判官(コートジボワールの特任裁判官)²⁾

本日付で、国際海洋法裁判所書記に本件協定及び通告書の原本を送付したことは、国際海洋法裁判所規則第55条が定める通告を構成するものとする。

[…]

5. 2014年12月3日にガーナとコートジボワールの間で合意されこの特別協定に添付された協議議事録の関連する箇所は、次の通りである。

2) 訳者注:5人の国籍は、順に、アルジェリア、ドイツ、韓国、ガーナ、フランスである(ITLOS/Press 222)。

「協議議事録

[…]

3. 両当事国は、協議の場において、太平洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界線の画定に関するガーナとコートジボワールの間の紛争についてガーナが開始した仲裁裁判手続を、国際海洋法裁判所規程第15条第2項に基づき設置される国際海洋法裁判所特別裁判部に移付することに、合意した。両国は、管轄権又は受理可能性について何らかの異議がこの特別裁判部に提起されたときはこの異議は本案と合わせて審理されることを、了解した。

4. 特別裁判部の裁判は、国際海洋法裁判所規則と前項で言及のある合意により、規律されるものとする。

5. 両当事国は、特別裁判部に対し、書面手続がガーナが提出する申述書及びコートジボワールが提出する答弁書の順で構成されることを認めるよう、要請する。特別裁判部は、一方の当事国の要請により又は職権が必要であると決定するときは、ガーナが提出する抗弁書及びコートジボワールが提出する再抗弁書を、許可し又は指示することができる。

[…]

6. 同日に、本件合意付託協定の原本が裁判所書記に送付された。

7. 2015年1月12日付命令で、国際海洋法裁判所は、ガーナとコートジボワールの要請に応じて大西洋における両国の海洋境界線の画定に関する紛争を取り扱う5人の裁判官から成る特別裁判部（以下「特別裁判部」とする。）を設置することを決定し、また、その特別裁判部の構成を、両紛争当事国の承認を得て次の者に決定した。

裁判部長：Bouguetaia

裁判官：Wolfrum 及び Paik

特任裁判官：Mensah 及び Abraham

8. 国際海洋法裁判所書記は、この2015年1月12日命令の写しを、2015年1月12日付の別々の書簡で両当事国に送付した。

9. 本件事件は第23号事件として総件名簿に記載された。

10. 2015年1月14日付書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件裁判の開始を通知した。2015年1月16日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS 規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し本件裁判の開始を通報した。

11. 2015年2月18日に、特別裁判部長は、国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS 規則」とする。）45条に基づき、両当事国の代表と、本件事件に関する手続問題について両国の意向を確認するため、協議を行った。その協議において、両国は、当特別裁判部における裁判の開始日を2014年12月3日とすることに同意した。

12. 両当事国の意向を確認した後、特別裁判部長は、2015年2月24日付の命令で、ITLOS 規則59条及び60条に基づき、本件事件の訴答書面の提出の期限を、次のように定めた。

ガーナの申述書：2015年9月4日

コートジボワールの答弁書：2016年4月4日

2015年2月25日の別々の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対し、この命令文の写しを送付した。

13. 2014年12月3日の本件合意付託協定に示されているように、ガーナ政府は、Marietta Brew Appiah-Opong 女史（検事総長兼司法大臣）をガーナの代理人に任命し、また、コートジボワール政府は Adama Toungara 氏（石油・エネルギー省大臣）をコートジボワールの代理人に、Ibrahima Diaby 氏（石油・エネルギー省炭化水素局長）を副代理人に、任命した。

14. 2015年2月27日に、コートジボワールは、海洋法条約290条1項に基づき、暫定措置の指示を求める要請（以下「本件暫定措置要請」とする。）を当特別裁判部に提出した。

15. 2015年3月23日付書簡で、ガーナ代理人は、裁判所書記に対し、2015年3月23日付の書簡で ITLOS 規則56条2項の規定に基づき Akua Sena Dansua 女史（駐ドイツ・ガーナ大使）をガーナの副代理人に任命したことを、通知し

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

た。その後、ガーナは、裁判所書記に対し、Helen Ziwu 女史(司法次官)をガーナの副代理人に任命しこのことは2015年2月13日から効力を有することを、通知した。

16. 2015年4月25日に、当特別裁判部は、本件暫定措置要請に関する命令を言い渡した。この暫定措置命令の108項で、当特別裁判部は次のことを決定した。

「当特別裁判部は、

(1) 全員一致で、

終局裁判を行うまでの間、海洋法条約290条5項に基づき、次の内容の暫定措置を指示する。

(a) ガーナは、ガーナによりまたはその管理下で行われる新たな掘削が本命令60項で定めた係争海域で行われないよう確保するため、すべての必要な措置をとらなければならない。

(b) ガーナは、係争海域においてガーナによりまたはガーナの許可を得て行われたまたは行われる過去の、現在進行中のまたは将来の探査活動から得られる情報(すでに公になっているものを除く。)がコートジボワールに損害を与えるような方法で利用されることを防止するため、すべての必要な措置をとらなければならない。

(c) ガーナは、海洋環境に対して生ずる重大な害の防止を確保するため、係争海域においてガーナによりまたはガーナの許可を得て行われるすべての活動について、厳格かつ継続的な監視を行わなければならない。

(d) 両当事国は、係争海域における海洋環境(大陸棚及びその上部水域を含む。)に対して生ずる重大な害を防止するため、すべての必要な措置をとりまたそのために協力しなければならない。

(e) 両当事国は、協力を継続し、また紛争の悪化に繋がるような一方的な行動を慎まなければならない。

(2) 全員一致で、

ガーナとコートジボワールは当特別裁判部に対し2015年5月25日までに本命令105項が言及する最初の報告書をそれぞれ提出することを決定し、

及び、当特別裁判部長に対し、この期日以降に相当と考える情報を要請する権限を与える。

(3) 全員一致で、

両当事国はそれぞれの裁判費用を負担することを、決定する。」

17. 同日に、裁判所書記は、両当事国に本件暫定措置命令の写しを送付した。この命令の写しが、2015年4月25日付書簡により、国連事務総長にも送付された。

18. 2015年5月25日に、ITLOS 規則95条1項に基づき、ガーナとコートジボワールはそれぞれ、指示された暫定措置の迅速な遵守を確保するためにとった措置について、最初の報告書を提出した。2015年5月26日付書簡で、裁判所書記は、一方の国が提出した報告書を他方の国に送付した。

19. 2015年9月4日にガーナの申述書が適切に提出され、裁判所書記はその認証謄本を2015年9月10日付書簡でコートジボワールに送付した。

20. 2015年11月3日付書簡で、裁判所書記は、ガーナ代理人に対し、ITLOS 規則63条1項及び2項に基づき、ガーナ申述書で言及のある補足証拠書類を提出するよう要請した。ガーナは、2015年12月2日に書記が要請した書類を提出し、2015年12月3日にその写しがコートジボワールに送付された。

21. 2015年11月4日に、裁判所書記は、ガーナに対し、2015年10月30日に“Information Handling Services”（以下「IHS社」とする。）の首席弁護士から書記に対し電子的に連絡のあった要請について通知した。この要請は、IHS社の知的財産でありまた本件裁判の暫定措置段階でガーナが作成した（及びガーナの陳述書に附属された）すべての地図と報告書を国際海洋法裁判所のウェブサイトから削除するよう、求めるものであった。書記は、書簡において、この点についてのガーナの考えを求めた。書記は、同日にコートジボワールにその書簡の写しを送付した。

22. 2015年11月23日付書簡で、ガーナ代理人は、裁判所書記に対し、HISが提起した問題を国際海洋法裁判所と両当事国が徹底的に検討するまでの間、この資料を裁判所ウェブサイトから削除することが適当であろう、と通告した。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本裁判決(1)

23. 2015年12月11日付書簡で、裁判所書記は、ガーナ代理人に対し、特別裁判部長は、裁判所ウェブサイトから当該書類を削除することを決定したことを、通知した。書記は、同日に、コートジボワールに対しその書簡の写しを送付した。

24. 2016年3月16日に、特別裁判部長は、ITLOS 規則45条に基づき、本件裁判に関する手続問題について両当事国の意向を確認するため、両国と電話で協議を行った。

25. 2016年3月16日付の命令で、当特別裁判部は、ITLOS 規則60条に基づき、2015年2月18日の特別裁判部長と両当事国代表による協議の際の両国の合意を考慮した上で、抗弁書と再抗弁書の提出を認めた。この命令で、当特別裁判部は、本件裁判におけるこれらの訴答書面の提出期限を、次のように定めた。

ガーナの抗弁書：2016年7月4日

コートジボワールの再抗弁書：2016年10月4日

裁判所書記は、同日に、この命令の写しを両国に送付した。

26. 2016年4月4日に、コートジボワールの答弁書が提出され、同日にガーナに送付された。

27. 2016年4月5日付書簡で、ガーナ代理人は、ガーナ抗弁書の提出期限を、2016年7月4日から7月25日に延期するよう要請した。ガーナによると、この延期は、コートジボワールの答弁書を英語に翻訳するために必要であるためである、という。

28. 2016年4月15日付書簡で、コートジボワール代理人は、裁判所書記に対し、コートジボワールはガーナ代理人による延期要請に異議を唱えないことを、通知した。

29. 両国の意向を確認した後、特別裁判部長は、2016年4月25日付命令で、ガーナの抗弁書の提出期限を2016年7月25日に、コートジボワールの再抗弁書の提出期限を2016年11月14日に、延期した。裁判所書記は、2016年4月29日付の別々の書簡で、両当事国に対しその命令を送付した。

30. 2016年4月11日付書簡で、コートジボワールの副代理人は、裁判所書記

に対し、コートジボワール政府は答弁書の第2巻 (volume II) を新しいものに差し替えたいとする要望を、通知した。コートジボワールの副代理人は、2016年4月13日の書簡で、その要望の理由として、この第2巻の附属書 C6と附属書 C7³⁾ の誤りを訂正したため、と述べる。裁判所書記は、2016年4月13日付書簡で、2016年4月11日及び13日のコートジボワールの書簡の写しをガーナに送付し、この問題についてのガーナの見解を求めた。

31. 2016年4月25日付書簡で、ガーナ代理人は、裁判所書記に対し、「ガーナは、当初の附属書 C6と附属書 C7の提出は、ITLOS 規則65条4項の意味での単なる『誤りの訂正』としうるような性質のものではないと考える」としつつ、ガーナは、「善隣主義と協力の精神から、その附属書の訂正版の差し替えに異議を唱えない。ただし、必要が生じたときには、この附属書の当初の版を参照する自由を有する」、と通知した。この書簡で、ガーナ代理人は、コートジボワールが作成した追加情報、つまり附属書 C6と附属書 C7の高解像度画像海図の全ページの訂正版を、要請した。

32. 2016年4月26日付書簡で、裁判所書記は、2016年4月2日の上記ガーナ代理人書簡をコートジボワール代理人に送付し、この問題についての同氏の見解を求めた。

33. 2016年4月29日付書簡で、コートジボワール副代理人は、コートジボワールは特別裁判部長が必要と考えるなら追加情報の作成に異議を唱えないことを、示した。

34. 2016年5月6日付の別々の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対し、2016年4月11日にコートジボワールが要望した訂正は、ITLOS 規則65条4項に基づき特別裁判部長の許可により認められたこと、ガーナが抗弁書でこの問題について意見を示す権利を害しないこと、したがって附属書 C6と附属書 C7の訂正版は2016年4月4日に当初提出された書類と差し替えられること、を通知した。

3) 訳者注：C6と C7はいずれも海図である。これらは、*ITLOS Pleadings 2017, Vol. 26, Tome II*に附録の CD-ROM のコートジボワール答弁書第2巻概要地図集 (volume II, Croquis et cartes) pp. 65-66に掲載されている。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

書記は、また、両当事国に対し、コートジボワールはガーナが2016年4月25日付書簡で要請した追加情報を提出すべきことを、通知した。

35. 2016年5月10日付の書簡で、裁判所書記は、コートジボワールに対し、上記の追加情報を送付するよう要請した。2016年6月26日付の書簡で、コートジボワール共同代理人は、その追加情報を通知した。2016年6月1日の書簡で、書記は、2016年5月27日付のコートジボワールの書簡と添付書類をガーナに送付した。

36. 2016年4月29日付書簡で、裁判所書記は、コートジボワール代理人に対し、ITLOS 規則63条1項及び2項に基づきコートジボワールの答弁書に言及のある補足証拠書類の提出を要請し、2016年5月19日にコートジボワールは要請のあった書類を送付した。

37. 2016年7月25日にガーナの抗弁書が適切に提出され、その写しが2016年7月26日にコートジボワールに送付された。

38. 2016年8月9日付書簡で、裁判所書記は、ガーナ代理人に対し、ITLOS 規則63条1項及び2項に基づき、ガーナの抗弁書で言及のある補足証拠書類の提出を要請した。ガーナは、2016年9月2日にその書類を提出した。書記は、同日にその書簡の写しをコートジボワールに送付した。

39. 2016年8月29日付の裁判所書記宛ての書簡（その写しが2016年8月30日にガーナに送付された）で、コートジボワール代理人が、特別裁判部長に対し、2015年4月25日付の暫定措置命令108項(2)を適用して、ガーナが次の書類を送付するよう命じることを要請した。

[- ガーナが、本件暫定措置命令を遵守してとった措置について報告するため、自国の権限の下で活動を行う石油会社に特に作成させたファイル
[...]

- 2015年4月15日以降に係争海域で行われた活動について、関係石油会社が作成した日報の写し、及び特に2機の掘削機械を用いた活動に関する報告書]

40. 2016年9月16日付の裁判所書記宛ての書簡（2016年9月19日に到達した）

で、ガーナ代理人は、ガーナの見るところ2015年4月25日付の暫定措置命令は「ガーナに対し、当該海域における活動についてのすべての文書の作成を義務づけてはいないし、コートジボワールが要請する文書は係争海域においてガーナが行う活動の性質を理解するために合理的に必要なものでもない」ことを、通知した。書記は、2016年9月19日にこの書簡をコートジボワールに送付した。

41. 2016年9月23日付の別々の書簡で、特別裁判部長は、裁判部裁判官と協議した上で、ガーナに対し2016年10月14日までに以下の書類を当特別裁判部に送付するよう要請する決定を、両裁判当事国に通知した。

[ガーナが、本件暫定措置命令を遵守してとった措置について報告するため、自国の権限の下で活動を行う石油会社に特に作成させたファイル
[...]

- 2015年4月25日以降に関係石油会社が作成した、コートジボワールからの連絡文書で言及のあった“West Leo”と“Stena DrillMAX”の2機の掘削機械を用いて係争海域で行われた活動に関するすべての報告書の写し] 2016年10月14日に、ガーナは裁判所書記にこれらの書類を送付し、書記は2016年10月17日にコートジボワールにその書類の写しを通知した。

42. 2016年9月28日付の書簡で、ベナン共和国の外務協力大臣が、国際海洋法裁判所に対し、ITLOS 規則67条1項に基づき、本件裁判の訴答書面とその附属書類の写しをベナンに提供するよう要請した。

43. 2016年10月7日付の別々の書簡で、裁判所書記は、両裁判当事国に対しベナンからの要請を送付した上で、両国に対し、特別裁判部長の要請で訴答書面とその附属書類の写しを ITLOS 規則67条1項に基づきベナンに送付することを通知した。2016年10月11日付のベナン共和国外務協力大臣宛ての書簡で、書記は、要請のあった訴答書面とその附属書類の写しを送付した^{4), 5)}。

44. 2016年11月14日に、コートジボワールの再抗弁書が提出された。

45. 両当事国の意向を確認した後、特別裁判部長は、2016年12月15日付命令で、本件裁判の口頭手続の開始日を2017年2月6日と定めた。同日に、裁判所書記は、両当事国にこの命令の写しを送付した。

46. 2016年12月13日付書簡で、トーゴ共和国法務大臣が、国際海洋法裁判所に対し、ITLOS 規則67条1項に基づき、本件裁判の訴答書面及びその附属書類の写しをトーゴに提供するよう要請した。

47. 2016年12月28日付の別々の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対しトーゴからの要請を送付した上で、両国に対し、特別裁判部長の要請で訴答書面とその附属書類の写しを ITLOS 規則67条1項に基づきトーゴに送付することを通知した。2016年12月29日付のトーゴ共和国法務大臣宛ての書簡で、書記は、要請のあった訴答書面とその附属書類の写しを送付した。

48. 2017年1月19日付の書簡で、ガーナ副代理人は、裁判所書記に対し、新

4) 訳者注：ベナン共和国の位置であるが、ギニア湾の北側に面した国を東から順に並べると、ナイジェリア、ベナン、トーゴ、ガーナ、コートジボワール、となる(本判決64項～66項参照)。本件裁判の主題は、ガーナとコートジボワールの間の海洋境界画定であり、地理的には、この海洋境界画定それ自体がベナンに影響することはない。

5) ITLOS 規則67条1項は、海洋法条約締約国から要請があるときは、裁判所は訴答書面とその附属書類の写しをその国に提供しなければならない旨を定める。

訳者(佐古田)が在ハンブルグ日本国総領事館で国際海洋法裁判所担当の専門調査員の任にあった当時、1999年3月に行われたサイガ号事件(第2)(第2号事件)の口頭手続を傍聴した際、事前の訴答書面の入手の必要を感じ、2000年のカモコ号事件裁判(第5号事件)で、総領事館として、この規定に基づき裁判所に訴答書面の提供を要請した。当初裁判所は、総領事館の一般的権限との関係で難色を示した(裁判所側は、外務大臣または駐ドイツ大使が要請すべきと主張)が、結局総領事館の要請を受け入れた。

その後しばらくは同総領事館からの要請を受けて ITLOS が訴答書面を提供するという対応が続いたが、2011年のベンガル湾事件判決において日本の総領事館からの要請で訴答書面を提供したことが明記されて(判決17項)から、日本はこのような要請を行わなくなった。これまでの ITLOS の判決文で確認できる範囲では、このベナンからの要請が、日本以外からの初めての要請である。

なお、ITLOS 規則67条2項は、訴答書面とその附属書類を口頭手続の初日に公表しなければならないことを定める。裁判所発足後しばらくは、口頭手続の初日及び開廷中に、法廷室の入口前の場所に訴答書面等のコピーが数十部置かれ、傍聴人がこれらの書面を入手できるようにしていたが、今は裁判所ウェブサイトでの公表のみになっている。また、規定上の定めはない(ITLOS 規則86条参照)が、裁判所発足当初は、口頭手続の期間中、前日(及びそれ以前)に行われた口頭弁論の逐語記録の紙でのコピーが法廷室の前の同じ場所に大量に置かれていたが、今は同様に裁判所ウェブサイトでの公表のみになっていて、紙でのコピーは配布されていない。

たにガーナ大統領として選出された Gloria Akuffo 女史をガーナの新代理人に任命したことを通知した。2017年1月20日に、書記は、コートジボワールにこの書簡の写しを送付した。

49. 2017年1月31日と2月2日に、ガーナ代理人とコートジボワール代理人はそれぞれ、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に基づき必要とされる資料を提出した。

50. 2017年2月2日と3日に、当特別裁判部は、ITLOS 規則68条に従い、口頭手続の開始に先立ち、冒頭評議を行った。

51. 2017年2月3日に、特別裁判部は、ITLOS 規則76条に基づき、裁判部が特に取り上げてもらいたい質問を両当事国に通知した。その質問は、「両当事国は、漁業または当該海域の他の利用に関して両国間に存在するすべての取決めについての情報を提供することができるか。」、である。

52. 2017年2月6日に、特別裁判部長は、両当事国代表と協議を行い、口頭弁論に関して両国の意向を確認した。この協議において、裁判部長は上記の質問を両者に渡した。

53. 両当事国は、口頭弁論においてこの質問に回答した。コートジボワールとガーナはそれぞれ2017年2月9日と13日に、この質問への回答を支える書類を提出した。

54. 2017年2月13日の口頭弁論において、Wolfrum 裁判官が、ITLOS 規則76条3項に基づき、ガーナ補佐人に質問を行った。ガーナ補佐人は、直ちに、Wolfrum 裁判官が示した質問に返答した。

55. 弁論の際に、両国は、スライド（地図、海図及び裁判書類の一部抜粋を含む。）及びアニメーションをモニターに投影した。両国から裁判所書記に対し、これらの書類の電子的写しが提出された。

56. 弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

57. ITLOS 規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその附属書類の写しが、口頭手続の開始の際に公開された⁶⁾。

58. ITLOS 規則86条1項の定めるところに従い、各公開廷の逐語記録が、そ

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

の弁論の際に使用された裁判所公用語で裁判所書記局により作成された。同規則86条4項の定めるところに従い、この逐語記録の写しが、本件裁判に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、また、電子的な形式で公開された⁷⁾。

59. 2017年2月6日から16日まで、当特別裁判部は9回の公開廷を開いた。これらの公開廷において、当特別裁判部は、下記の者の陳述を聴取した。

ガーナのために：Gloria Afua Akuffo 閣下 (代理人)

(訳者注：以下、補佐人兼弁護士9人の氏名と職責を省略)

コートジボワールのために：Adama Toungara 閣下 (代理人)

(訳者注：以下、補佐人兼弁護士5人の氏名と職責を省略)

II. 両当事国の申立

60. ガーナは、その申述書及び抗弁書で、当特別裁判部に対して、次のことを判示し及び宣言することを要請した。

- 1) ガーナとコートジボワールは互いに、領海、排他的経済水域及び200カイリ内の大陸棚において、等距離線に基づく海洋境界線を承認し合意し及びこれを適用したこと、
- 2) 200カイリを超える部分の大陸棚における海洋境界線は、等距離境界線を、200カイリ内の境界線と同一の方位角の方向に向けて国家管轄権の限界に至るまで延長したものであること、
- 3) コートジボワールが国際組織に対して表明した見解とガーナがその見解を信頼したことから、コートジボワールは、国際法に基づき、合意された海洋境界線に対し異議を唱えることは禁じられる (estopped) こと、
- 4) 陸上の国境線の端点 (land boundary terminus: LBT) と海洋境界線の起点 (starting point) として合意された地点は、いずれも国境標柱

6) 訳者注：脚注5を参照。

7) 訳者注：脚注5を参照。

(Boundary pillar) 地点55 (BP 55) ⁸⁾ であること、

5) 2013年12月の両国の合意に従い、この国境標柱地点55は、北緯05度05分28秒4、西経03度06分21秒8 (世界測地系1984 (WGS 1984 datum)) であること、

6) したがって、大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界線は、国境標柱地点55を起点として、領海の外側の限界の地点で両国が相互に合意した慣習的等距離境界線と繋がって、その地点から200カイリの距離に至るまで、合意のあるその等距離境界線に従う。200カイリを超える部分については、両国の境界線は、同一の方位角の方向で国

8) 訳者注：判決文には、この BP 55 を記した地図がない。参考としてガーナ申述書の地図 (*ITLOS Pleadings 2017, Vol. 26, Tome I, p. 116*) をここに掲載しておく。

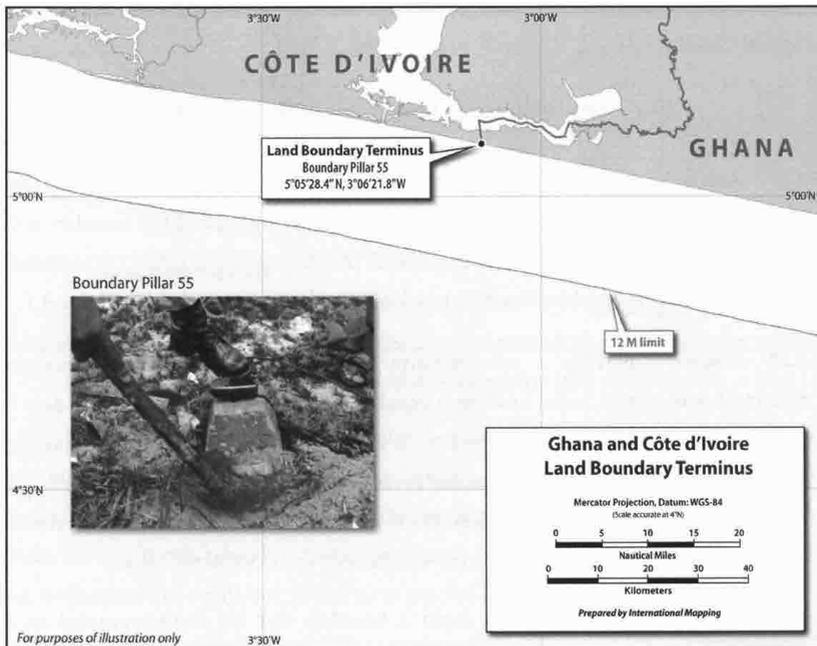


Figure 4.1. Ghana and Côte d'Ivoire Land Boundary Terminus

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

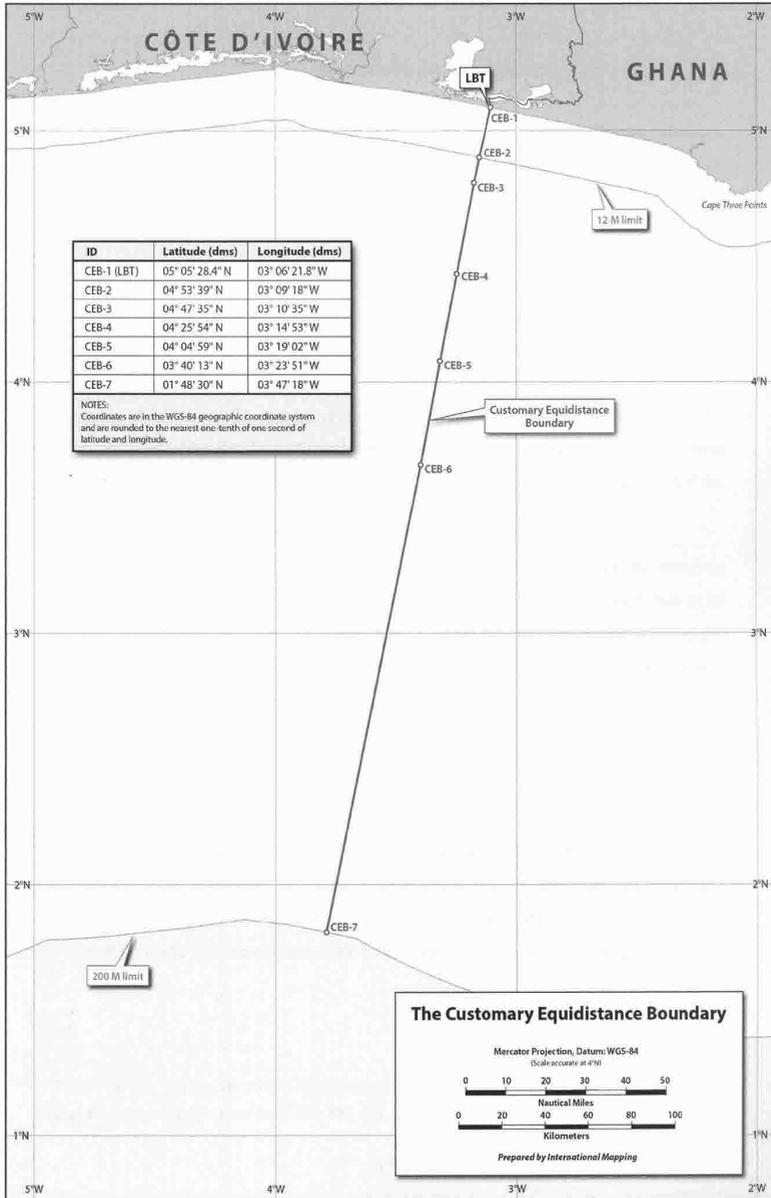
家管轄権の限界の地点にまで、続くこと(この境界線は、航程線(loxodromes)を用いて次に掲げる地点を結ぶ線である(地理学的経緯度は、世界測地系1984))。]

CEB上の地点番号 ⁹⁾	緯度(北緯)	経度(西経)
1 (陸上の国境線の端点)	05度05分28秒4	03度06分21秒8
2	04度53分39秒0	03度09分18秒0
3	04度47分35秒0	03度10分35秒0
4	04度25分54秒0	03度14分53秒0
5	04度04分59秒0	03度19分02秒0
6	03度40分13秒0	03度23分51秒0
7 (200カイリ限界地点)	01度48分30秒0	03度47分18秒0
8 (国家管轄権の限界地点)	01度04分43秒0	03度56分29秒0

61. コートジボワールは、その答弁書において、当特別裁判部に対し、「ガーナのすべての要請と請求を棄却すること」並びに次のことを、要請した。

- 1) ガーナとコートジボワールの間の唯一の海洋境界線は、国境標柱地点55から始まり方位角168度7分の方に沿ってコートジボワールの大陸棚の外側の限界の地点に至る線である、と宣言し及び判示すること、
- 2) ガーナが、特別裁判部が画定するコートジボワールの海域において一方的に行った活動が次のものの侵害または違反を構成する、と宣言し及び判示すること、
 - (i) コートジボワールの大陸棚における同国の排他的な主権的権利、
 - (ii) 国連海洋法条約83条1項及び慣習法に基づく、誠実に交渉する義務、

9) 訳者注：この“CEB”について判決文に説明がなく、ガーナの訴答書面でも説明がないが、文脈から及びガーナ申述書に記された地図 (*ITLOS Pleadings, ibid.*, p. 140) から、「慣習的等距離境界線 (customary equidistance boundary)」を指すものと思われる。ガーナ側の主張として分かりやすいので、参考としてこの地図を次頁に掲載しておく。



For purposes of illustration only

Figure 5.1

(iii) 国連海洋法条約83条3項が定める、合意の締結を危うくしまたは妨げない義務、及び

(iv) 特別裁判部が2015年4月25日の命令で指示した暫定措置、

したがって、

a) ガーナは、コートジボワールの海域においてガーナが行ったまたはガーナの許可を得て行われた石油探査開発活動（答弁書の前記9.29項と9.31項に記載されている石油の掘削作業と輸送作業を含む¹⁰⁾。）に関するすべての書類及び資料をコートジボワールに送付する義務を有する、と宣言し及び判示すること、

b) ガーナは、ガーナ及びガーナの共同請負業者（cocontractants）が上記2)a) で言及した情報を開示することを確保する義務を有する、と宣言し及び判示すること、

c) コートジボワールは、更に、自国の大陸棚における排他的な主権的権利に対するガーナの侵害から生じた損害について、賠償金（indemnisation）を得る権利を有すること、及び、

両当事国に対し、この問題について合意に達するため交渉を行うよう要請すること、並びに、

両国が特別裁判部が命令を言い渡した日から6ヵ月以内に賠償金額について合意に達しなかったときは、特別裁判部が、当事国の一方の要請により、この問題のみに関する追加的な書面にに基づき賠償金額を決定する、と述べること。』

62. コートジボワールは、その再抗弁書において、当特別裁判部に対し、「ガーナのすべての要請と請求を棄却すること」並びに次のことを、要請した。

〔(1) ガーナとコートジボワールの間の唯一の海洋境界線は、国境標柱地点

10) 訳者注：前行の“exploitation”もこの“développement”もこの文脈では通常は「開発」と訳されるが、区別するためここでは後者に「掘削」の訳を用いた。なお、本件判決のこの部分の英文（裁判所書記局による翻訳）は「輸送」「掘削」の順だが、ここではコートジボワール答弁書の原文である仏文に合わせた順序で訳した。

55から始まり方位角168度7分の方角に沿ってコートジボワールの大陸棚の外側の限界の地点に至る線である、と宣言し及び判示すること、

2) ガーナが、コートジボワールの海域において一方的に行った活動が次のものの侵害または違反を構成する、と宣言し及び判示すること、

(i) 特別裁判部が画定するコートジボワールの大陸棚における同国の排他的な主権的権利、

(ii) 国連海洋法条約83条1項及び慣習法に基づく、誠実に交渉する義務、

(iii) 国連海洋法条約83条3項が定める、合意の締結を危うくしまたは妨げない義務、及び、

3) ガーナは、特別裁判部が2015年4月25日の命令で指示した暫定措置に違反したことを、宣言し及び判示すること、

4) したがって、

a) ガーナは、コートジボワールの海域においてガーナが行ったまたはガーナの許可を得て行われた石油探査開発活動（答弁書の前記9.29項と9.31項に記載されている石油の掘削作業と輸送作業を含む。）に関するすべての書類及び資料をコートジボワールに送付する義務を有する、と宣言し及び判示すること、

b) ガーナは、ガーナ及びガーナの共同請負業者が上記4)a)で言及した情報を開示することを確保する義務を有する、と宣言し及び判示すること、

c) コートジボワールは、更に、ガーナの国際違法行為によりコートジボワールに生じた損害について賠償金を得る権利を有すること、及び、両当事国に対し、この問題について合意に達するため交渉を行うよう要請すること、並びに、

両国が特別裁判部が命令を言い渡した日から6ヵ月以内に賠償金額について合意に達しなかったときは、特別裁判部が、当事国の一方の要請により、この問題のみに関する追加的な書面にに基づき賠償金額を決定する、と述べること。』

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本判決(1)

63. ITLOS 規則75条2項の定めるところに従い、両当事国は、口頭手続を終えるに当たり、次の最終申立を陳述した。

2017年2月13日の弁論において、ガーナのために

「ガーナは、自国の申述書及び抗弁書において並びに口頭陳述において示した事実及び法に基づき、特別裁判部に対し次のことを判示し及び宣言することを要請する。

- 1) ガーナとコートジボワールは互いに、領海、排他的経済水域及び200カイリ内の大陸棚において、等距離線に基づく海洋境界線を承認し合意し及びこれを適用したこと、
- 2) 200カイリを超える部分の大陸棚における海洋境界線は、等距離境界線を、200カイリ内の境界線と同一の方位角の方向に向けて国家管轄権の限界に至るまで延長したものであること、
- 3) コートジボワールが国際組織に対して表明した見解とガーナがその見解を信頼したことから、コートジボワールは、国際法に基づき、合意された海洋境界線に対し異議を唱えることは禁じられること、
- 4) 陸上の国境線の端点 (LBT) と海洋境界線の起点として合意された地点は、いずれも国境標柱地点55 (BP 55) であること、
- 5) 2013年12月の両国の合意に従い、この国境標柱地点55は、北緯05度05分28秒4、西経03度06分21秒8 (世界測地系1984) であること、
- 6) したがって、大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界線は、国境標柱地点55を起点として、領海の外側の限界の地点で、両国が相互に合意した慣習的等距離境界線と連結して、その地点から200カイリの距離に至るまで、合意した等距離境界線に従う。200カイリを超える部分については、両国の境界線は、同一の方位角の方向に向けて国家管轄権の限界の地点にまで、続くこと (この境界線は、航程線を用いて次の地点を結ぶ線である (地理学的経緯度は、世界測地系1984))、

CEB上の地点番号	緯度(北緯)	経度(西経)
1 (陸上の国境線の端点)	05度05分28秒4	03度06分21秒8
2	04度53分39秒0	03度09分18秒0
3	04度47分35秒0	03度10分35秒0
4	04度25分54秒0	03度14分53秒0
5	04度04分59秒0	03度19分02秒0
6	03度40分13秒0	03度23分51秒0
7 (200カイリ限界地点)	01度48分30秒0	03度47分18秒0
8 (国家管轄権の限界地点)	01度04分43秒0	03度56分29秒0

- 7) 2015年4月25日の特別裁判部命令の違反があったとするコートジボワールの請求は、棄却されること、
- 8) 国連海洋法条約83条の違反とコートジボワールの主権的権利の侵害があったとするコートジボワールの請求は、棄却されること。]

2017年2月16日の弁論において、コートジボワールのために

[コートジボワール共和国は、自国の書面申立及び口頭手続において示した事実及び法に基づき、特別裁判部に対しガーナのすべての要請と請求を棄却すること並びに次のことを、要請する。

- (1) ガーナとコートジボワールの間の唯一の海洋境界線は、国境標柱地点55から始まり方位角168度7分の方角に沿ってコートジボワールの大陸棚の外側の限界の地点に至る線である、と宣言し及び判示すること、
- (2) ガーナが、コートジボワールの海域において一方的に行った活動が次のものの侵害または違反を構成する、と宣言し及び判示すること、
- (i) 特別裁判部が画定するコートジボワールの大陸棚における同国の排他的な主権的権利、
- (ii) 国連海洋法条約83条1項及び慣習法に基づく、誠実に交渉する義務、

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決 (1)

- (iii) 国連海洋法条約83条3項が定める、合意の締結を危うくしまたは妨げない義務、及び、
- (3) ガーナは、特別裁判部が2015年4月25日の命令で指示した暫定措置に違反したことを、宣言し及び判示すること、
- (4) したがって、
 - (a) 両当事国に対し、コートジボワールへの賠償 (réparation) の内容について合意に達するため交渉を行うよう求めること、並びに、
 - (b) 両国が特別裁判部が判決を言い渡した日から6ヵ月以内に合意に達しなかったときは、特別裁判部が、この問題のみに関する追加的な書面に基づきこの賠償の内容を決定する、と述べること。」

Ⅲ. 地理的状况

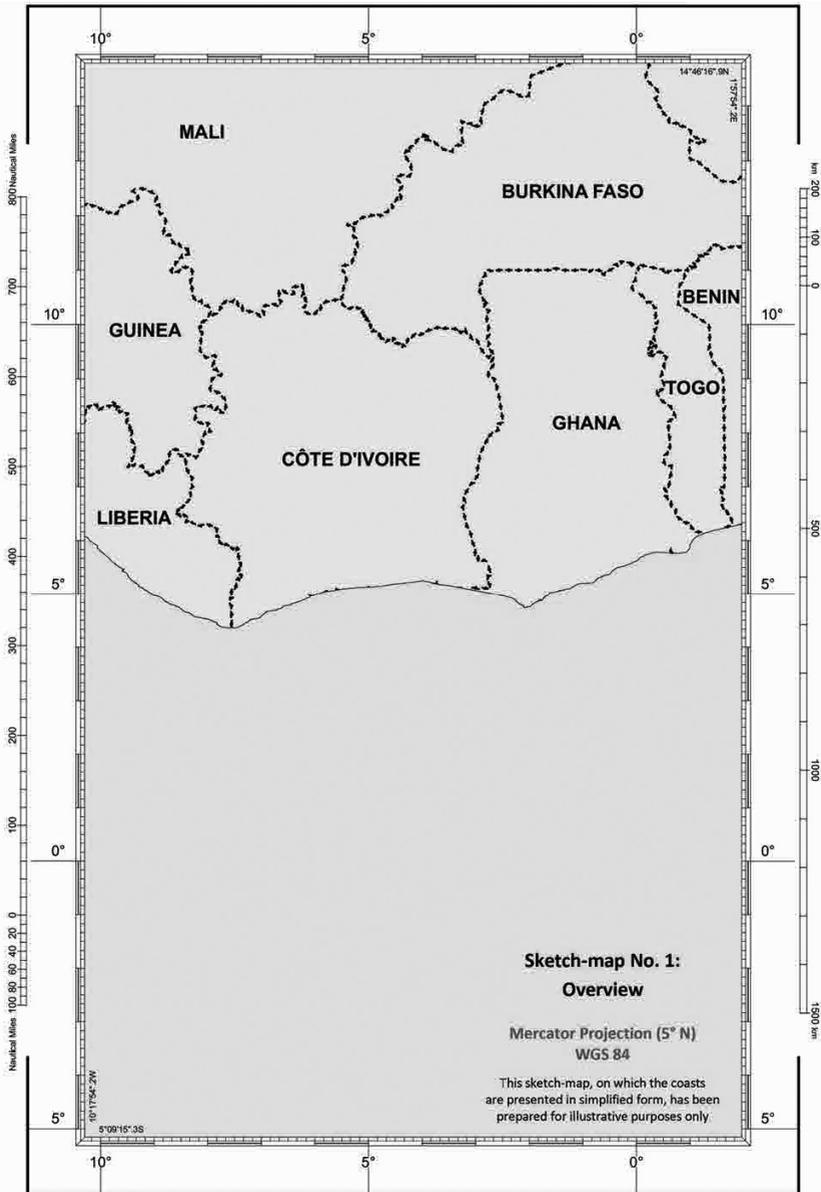
- 64. 本件裁判で画定される海域は、太平洋にある。ガーナとコートジボワールは隣接する国であり、西アフリカのギニア湾に面している。
- 65. ガーナは、その東部でトーゴとの間で、北部でブルキナファソとの間で、及び西部でコートジボワールとの間で、陸上の国境を有している。
- 66. コートジボワールは、その西部でリベリアとギニアとの間で、北部でマリとブルキナファソとの間で、及び東部でガーナとの間で、陸上の国境を共有している。
- 67. 境界画定される海域には、島はない。

Ⅳ. 本件紛争の主題

- 68. ガーナは、次のことを強調する。

「本件裁判が関係する紛争は、大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の領海、排他的経済水域 (EEZ) 及び大陸棚 (200カイリを超える部分の大陸棚を含む。) の境界を画定する単一の海洋境界線の設定に係る。」

概略地図 1 : 全体図



【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

69. ただし、ガーナは、「主として、この紛争は海洋境界画定事件 (a maritime delimitation case) ではなく、境界線の存在 (the existence of a boundary) を宣言することを要請するものである」ことを、明らかにしている。そして、ガーナは付言して、「特別裁判部に海洋境界線の画定について裁判を要請するのは、あくまでも代替的主張として (in the alternative) そうしているに過ぎない」、と述べた。

70. これに対し、コートジボワールは、「特別裁判部に付託された紛争は、本質的に、大西洋におけるコートジボワールとガーナとの間の海洋境界線の画定に関係する」、と主張する。コートジボワールによると、「コートジボワールとガーナが合意したのは、[特別裁判部は] 単一の境界画定線 (une ligne unique de délimitation) を決定しなければならない、ということである」、という。

71. また、コートジボワールは抗弁書で、次のように主張する。

「ガーナは、突然に [本件紛争を] 定義し直そうとし、それ以降はコートジボワールとの海洋境界線の画定 (délimitation de la frontière maritime) ではなく、海洋境界線の『設定』 (“demarcation”) ¹¹⁾ を述べるようになった。これは、特別裁判部が、境界線は両当事国の間の合意によりすでに定められていると納得することを希望してのことである。」

コートジボワールは、「特別裁判部が行わなくてはならないことは、『当該海域の間を区分する線を引いて重複請求の問題を解決する』ような現実の境界画定 (délimitation) である」¹²⁾、と説明する。

72. コートジボワールはまた、大陸棚の係争海域におけるガーナの行動は、

11) 訳者注：この “demarcation” の語は、両国が設置した “Joint Commission on Redemarcation of the Ghanaian-Ivorian Border” との関連でよくみられる (後述170項以下)。この71項の文脈から及びはしがきで述べたようにガーナは海洋境界線について両国間で黙示的合意があるという立場であることから、“delimitation” ではなく “demarcation” の語を用いたものと思われる。しかし、上記共同委員会は、審議対象から “delimitation” を排除したわけでもなく (後述170項参照)、この委員会の名称が “Demarcation” ではなく “Redemarcation” としている趣旨も判然としないが、恐らくは “delimitation” と “demarcation” は実質的に異ならないように思われる。ここでは原語の違いを示すため、後者を「境界設定」または「設定」と訳すこととした。

国際法、海洋法条約及び2015年4月25日の暫定措置命令に違反している、と主張する。

73. これに対し、ガーナは、コートジボワールの主張は根拠がないとし、ガーナは常に国際法に合致して行動しており2015年4月25日の特別裁判部命令に誠実に従っている、と強調した。

* * *

74. さて、当特別裁判部は、両当事国が締結した合意付託協定に鑑みて、本件紛争はガーナとコートジボワールの間での大西洋における領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する海洋境界線の画定 (the delimitation of the maritime boundary) に関係している、と考える。

75. 当特別裁判部はまた、両国の申立に鑑みて、コートジボワールが、ガーナの責任が生じることになると請求していることに、留意する。

V. 当特別裁判部の管轄権

76. 本件裁判において、当特別裁判部の管轄権について両当事国の間で意見不一致はない。しかし、当特別裁判部は、付託された事件を取り扱う管轄権を有することに納得しなければならない。

77. ガーナは、本件紛争は「明らかに特別裁判部の管轄権内にある」、と主張する。ガーナの説明によると、本件紛争は「国連海洋法条約第15部のすべての手続的要件を満たして」おり、また、本件紛争の主題は「海洋法条約の規定の解釈及び適用にのみ関係する」、という。

78. ガーナは付言して、2014年12月3日の合意付託協定が定める通り、として次のように述べる。

12) 訳者注：下線部の強調（原文はイタリック）は、原文ママ。この『 』の引用部分は、2009年黒海境界画定事件 ICJ 判決 77項 (C.I.J. Recueil 2009, p. 61, p. 89, para. 77) (コートジボワール抗弁書1.3項 (ITLOS Pleadings 2017, p. 1678, para. 1.3, fn. 13))。

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本案判決(1)

「両当事国は、特別裁判部に『大西洋における両国の海洋境界線の画定に関する紛争』を付託することに合意した。このように、両国は、特別裁判部に対し、付託した両国間紛争の全体について完全かつ確定的な境界画定を行う権限を与えている。」

79. ガーナは、「特別裁判部は、領海、EEZ及び大陸棚の境界画定を規律する国連海洋法条約15条、74条、76条及び83条に基づき生じるガーナの請求について管轄権を有する」、という。

80. ガーナはまた、「[海洋法条約] 298条1項に基づき行った宣言(2009年12月15日付)を撤回し、その撤回は2014年9月19日に直ちに効力を有した」が、ガーナは、この撤回により、海洋境界画定に関する事項に関して海洋法条約第15部第2節の定める手続きのいずれも受け入れないことを宣言した、という。ガーナによると、この撤回の通知を、「国連事務総長は、その通知の署名は外務大臣のものではなく副大臣のものであったという理由で、受け入れなかった」けれども、ガーナは「2014年9月21日に二度目の撤回通知を提出し、これは直ちに効力を有した」、と述べた。

81. これに対し、コートジボワールは、特別裁判部に判断を委ねることとした合意付託協定は、本件紛争を、ガーナとコートジボワールの間の「大西洋における海洋境界線の画定」に関する紛争と記しており、このことは、更に、本件事件の表題「大西洋におけるガーナとコートジボワールの間の海洋境界線の画定に関する紛争(ガーナ／コートジボワール)」に反映されている、と述べる。

82. そして、コートジボワールは、ガーナは2009年12月15日付の宣言を撤回したことに言及した。

* * *

83. さて、ガーナとコートジボワールは、いずれも海洋法条約の締約国である。ガーナは、1983年6月7日に海洋法条約を批准し、コートジボワールは1984年3月26日に同条約を批准した。同条約は、1994年11月16日に両国について効力を生じた。

84. 海洋法条約288条1項は、「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又

は適用に関する紛争であって〔第12部〕の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。〕、と定める。

85. 当特別裁判部は、本件紛争は海洋法条約の関連規定（特に15条、74条、76条及び83条）の解釈及び適用に関係する、と考える。

86. 海洋法条約298条1項に基づく2009年12月15日のガーナの宣言についていうと、ガーナは、同条約を寄託した際の通告に基づき、2014年9月22日に、「海洋法条約298条1項(a)の定める種類の紛争について条約第15部第2節が規定するいずれの手続きも受け入れないとした2009年12月15日付のガーナの宣言」を、撤回している。

87. 両当事国は、合意付託協定で付託された領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に関する紛争について当特別裁判部が裁判を行う管轄権を有することを、合意している。

88. 以上のことから、当特別裁判部は、当特別裁判部が領海、排他的経済水域及び200カイリ内の大陸棚における両国間の海洋境界線を画定する（to delimit the maritime boundary）管轄権を有する、と結論づける。

89. 当特別裁判部が、領海の幅を測定するための基線から200カイリを超える部分の大陸棚の両国間の海洋境界線を画定する管轄権を有するかどうかは、後述482項～495項で検討することとする。

90. 国際違法行為についてのガーナの責任についてのコートジボワールの要請を取り扱う管轄権の問題は、後述545項～554項で取り上げる。

VI. 適用のある法

91. ガーナは、本件事件において、「特別裁判部は、領海、EEZ及び大陸棚の境界画定を規律する国連海洋法条約15条、74条、76条及び83条から生じるガーナの請求について、管轄権を有する」、と主張する。ガーナによると、「法的には単一の大陸棚のみが存在しており、海洋法条約83条は、200カイリ内の大陸棚の境界画定と200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定の両方に等し

【資料】国際海洋法裁判所「ガーナ／コートジボワール海洋境界画定事件」(第23号事件) 本裁判決(1)

く適用される」、という。

92. ガーナは付言して、両当事国は、本件事件において「境界画定に適用のある法」は「1982年海洋法条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則」であることに合意した、と述べた。

93. これに対し、コートジボワールは、境界画定に関する海洋法条約規定が本件事件において適用されると判断すべきである、と主張する。同国は、関係するのは「領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に関する15条、74条及び83条」であり、「本件紛争は200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に及んでいるから、『海洋法条約76条もまた特に重要である』」、と説明する。

94. そして、コートジボワールは、「海洋法条約293条は、更に、この条約『に反しない国際法の他の規則』に言及しており、「これに関して、慣習法と先例が国連海洋法条約の規定を有用に補完することができる」、と説明した。

* * *

95. さて、ITLOS 規程23条は、「裁判所は、すべての紛争及び申立てにつき条約第293条の規定によって決定する。」、と定める。

96. 海洋法条約293条1項は、次のように定める。「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する」。

97. 両当事国は、適用のある法は、海洋法条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則であることに、合意している。

98. 海洋法条約15条、74条及び83条は、それぞれ領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に適用される法を定めている。本件紛争は200カイリ内の大陸棚及び200カイリを超える部分の大陸棚の両方の境界画定に関係していることから、条約76条もまた重要である。

99. したがって、当特別裁判部は、適用のある法は、海洋法条約（特にその15条、74条、76条及び83条）と、この条約に反しない国際法の他の規則であると認定する。

（未完）

（2025年7月6日稿）

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」（JSPS 科研費24H00132）による成果の一部である。